

(結果公表様式)

東御市スポーツ推進計画（原案）に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件 名	東御市スポーツ推進計画（原案）に関するパブリックコメント
意見の募集期間	平成 31 年 1 月 9 日（水）～ 平成 31 年 2 月 5 日（火）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、市民ラウンジ、滋野コミュニティーセンター、柵津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提 出 状 況	(1) 提出者数 3 人 (2) 提出意見数 27 件
実 施 機 関	東御市企画振興部文化・スポーツ振興室文化・スポーツ振興係 電話：0268-75-1455 ファックス：0268-63-5431 電子メール：bunka-sports@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。		
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	2	12
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	3	9
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など	1	2
E	その他のご意見（質問、感想等）。	1	4
計			27

※表中の提出者数は、1 人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数（3 人）と一致しません。

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	東御市スポーツ推進計画（原案）の策定に関わる情報公開について ・本計画及びスポーツ推進審議会の経過について速やかな情報公開が適正である。 ・本計画の策定に関連する団体、会議等の位置付け・記録の公開が必要である。	・情報公開等に関して頂いたご指摘は、今後、参考にさせていただきます。	E
2	第2次東御市総合計画・後期基本計画（原案）パブリックコメントについて ・文化・スポーツ振興室が行う「文化・スポーツ振興」とは何か。	・スポーツが持つ限りない力を最大限に活かして地域の活性化を図ります。	E
	・スポーツや芸術文化は、行政から勧められて参加するのではなく、市民の自発的活動のため、市が個別の施策を推進しなくてもよいのではないか。	・「スポーツ基本法」の成立、スポーツ庁の創設等により、国、県、他自治体においても、スポーツを多様な観点から捉えたスポーツ政策を積極的に推進しています。 - スポーツを取り巻く市民の多様なニーズに応え、よりスポーツに親しめる環境の整備、スポーツへの円滑な接続を行える体制整備を行うのは、現状においては、市であると考えています。	E
	・スポーツツーリズムの推進が何故スポーツ振興になるのか。	・国は、スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現を掲げています。当市の強みである高地トレーニング環境を活かしたスポーツ合宿の誘致、観光と連携したスポーツツーリズムを推進することで、知名度の向上、交流人口の拡大が図られます。スポーツ振興は、地域経済の活性化も含むものと考えています。	E
3	東御市スポーツ推進計画の策定に関する運動・スポーツに関するアンケートについて ・現状と課題の認識の根拠は、アンケート調査結果であると考えるが、アンケート結果の引用（例示）がない。	・計画本文の簡潔さを最優先した結果、アンケート結果を資料編としました。アンケート調査結果における回答者等の構成については、追記します。	B

4	第3章 スポーツ推進のための具体的施策 ・スポーツの力（重要性・有効性）、スポーツに対する認識改善等が急務となっており、スポーツ行政においては、教育委員会、体育協会及び身体教育医学研究所等との情報共有をし、新施策（事業）の開発に取り組んで欲しい。	・頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	C
5	「1 生涯にわたってスポーツに親しむ子どもたちの育成」について ・誰がどの様に行うかが明確ではない。任務分掌・責任を明示して具体的な計画であるべき。（「施策1-1 運動遊びによる就学までのスポーツの土台づくり」、「施策1-2 小学校期のスポーツへの円滑な接続」、「施策1-3 中学生期のスポーツニーズへの対応」、「施策1-4 子どもたちの育ちを支え、応援するための環境づくり」）	・スポーツ推進計画において示した施策の具体的な取組み内容等については、今後、頂いたご意見を参考に行動計画で明らかにしていきます。	C
6	「施策1-2 小学生期のスポーツへの円滑な接続」について ・障がいのある児童への取組みを加えてもらいたい。	・追記します。	B
7	「施策1-3 中学生期のスポーツニーズへの対応」について ・障がいのある生徒への取組みを加えてもらいたい。	・追記します。	B
8	「2 誰もがスポーツを享受できる地域環境の充実」について ・計画は評価に基づいて具体的に記載するべきである。（「施策2-1 スポーツ参加のきっかけとなる機会（イベント）の充実」、「施策2-2 青壮年期のスポーツ活動の促進」）	・スポーツ推進計画において示した施策の具体的な取組み内容等については、今後、頂いたご意見を参考に行動計画で明らかにしていきます。	C
9	「施策2-3 スポーツ施設等（ハード）の整備と活用」について ・「スポーツ施設長寿命化計画（仮称）」の策定にあたっては、「東御市公共施設等総合管理計画」及び「東御市立小学校長寿命化基本計画」との関連の記載が必要である。	・頂いたご意見を参考に再考します。	B
10	「施策2-4 ③総合型地域スポーツクラブや人材バンクの創設」について ・人材バンクの創設についても明示願いたい。	・追記します。	B

11	民間委託することとコスト削減の位置づけ。設立・創設には検証が伴うべきである。 ・「施策 2-4 地域スポーツ活動組織・人材等（ソフト）の充実 ③総合型地域スポーツクラブの創設」、「施策 3-1 スポーツツーリズムの推進 ①地域スポーツコミッションの設立」	・頂いたご意見を参考にさせていただきます。	C
12	「施策 2-5 スポーツを通じたユニバーサルな地域社会づくりについて ・①スポーツだけで高齢者の日々の楽しみとなり生活に潤いを与えられる地域は実現できない。②誰もが身近に運動・スポーツに親しめることだけでユニバーサルな地域は実現しない。	・頂いたご意見は理解しておりますが、本計画は、スポーツ分野で取組む事項を記載していますので、実現に向けては、当然、他分野とも連携します。	D
	「施策 2-5 ①身近で実施できるユニバーサルスポーツ、レクリエーション活動等の充実」について ・高齢者を中心にしているが、障がい者スポーツの充実も図ってほしい。	・変更します。	B
	「施策 2-5 ③小中学校における障がい者スポーツ・ユニバーサルスポーツとの触れ合い」について ・子ども達がスポーツする障がい者と触れ合うことで障がい者の存在に理解を示すことを明言してほしい。	・追記します。	B
15	「施策 3-1 ②湯の丸高原スポーツ交流施設等でのイベント開催や合宿受入」について ・行政の責務、市民の最低限の生活環境の維持と比較してスポーツ推進計画としてほしい。市民生活を悪化させて地域経済の活性化の好循環は創出できない。	・スポーツの持つ多様な力に着目し、地域特有の資源、施設を有効活用した新たな取組み及び積極的なプロモーションによる知名度向上、交流人口の拡大等の地方創生を図ってまいります。	D
16	「施策 3-2 スポーツを活かした地域の活性化 ・①産官学等の連携による湯の丸高原での高地トレーニング及びツーリズムの知見蓄積」において、スポーツツーリズムの経済波及効果等の検証、分析は適正な K P I で公表されたい。	・専門的な機関等と連携した検証・分析において行います。	C

17	「施策 3-2 スポーツを活かした地域の活性化」について ・施策に関する取組みは、具体的に記載すべきである。（「②専門機関等とのサポート連携協定の推進」、「③スポーツを活かした起業を支援する環境整備」、「④スポーツ医科学スポーツ参加のきっかけとなる機会（イベント）の充実」、「施策 2-2 青壮年期のスポーツ活動の促進」）	・頂いたご意見を参考に行動計画で明らかにしていきます。	C
18	「4 競技スポーツ人口の拡大と競技力の向上 施策 4-1 スポーツ愛好から競技志向への円滑な接続」について ・現状と課題の①から③が施策に関する取組みの①から③では対処できていない。	・頂いたご意見を参考に一部表現を変更します。	B
19	「施策 4-2 高みを目指す人々への支援」について ・「①強化選手や一流指導者等への奨励・表彰制度の充実」は、現状と課題から導き出されない。	・一部を変更します。	B
	・「②競技レベルに応じた練習環境に移行するための支援」における、新たな地域スポーツ体制の創造が本計画の中心であるので具体的に記載すべきである。	・頂いたご意見を参考に行動計画で明らかにしていきます。	C
	・「③高地トレーニング環境整備と連動したトップアスリートや指導者等の招聘」、「④東御市、湯の丸高原へスポーツ合宿に訪れた選手やチームへの応援」の具体化が求められるが、行政の責務、市民の最低限の生活環境の維持と比較してスポーツ推進計画としてほしい。	・頂いたご意見を参考にスポーツコミッションを中心としたスポーツツーリズムにより、地域の魅力を最大限に活かした取組み及び積極的なプロモーション活動で知名度向上、交流人口の拡大を図ってまいります。	C
20	第4章 スポーツ推進のための具体的施策 2 施策の推進体制と役割 (2) 計画の実施を担う皆さんへの期待 ・「⑦企業等」において、企業内のスポーツ振興、トップレベル選手の育成、市民スポーツへの資金的支援もお願いしたい。	・頂いたご意見を参考に追記します。	B

21	(3) 各分野における市役所関係部局間の連携について ・「①教育分野」において、教育委員会教育課、生涯学習課との任務分掌を明確にすることが必要である。「②経済・観光分野」において、商工観光課、農林課との任務分掌を明確にすることが必要である。「③保健・福祉分野」において、保育・幼児教育、健康保健課、生涯学習課(公民館含む)、福祉課との任務分掌を明確にすることが必要である。	・頂いたご意見を参考に行動計画で明らかにしていきます。	C
	・市役所内の連携はもちろんだが、各種機関・団体を含めた連携体制を構築することが大切なので、組織の設置を計画中に位置付けてもらいたい。	・頂いたご意見のとおり、スポーツ振興は、市のみならず各種関係団体の連携無くして達成できるものではありません。については、各取組みの精査、関係者の抽出等を行動計画作成時には明らかにしていきます。	C
22	スポーツを取り巻く不祥事への対応 ・関係者に対する教育啓発、各スポーツ団体におけるガイドラインの作成、倫理委員会や相談窓口の設置などの対策を計画に反映させるべきである。	・頂いたご意見は今後の参考にさせていただきます。	C